

旭川市立中央中学校

いじめ防止基本方針

☆合い言葉 「仲間とつながり合って いじめを根絶しよう！」



平成 26 年 4 月
(令和 7 年 4 月改訂)

【目 次】

はじめに

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念 … 2
- 2 市立学校の責務等
- 3 いじめの定義等 … 4

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

- 1 本校のいじめの実態及び今年度の目標（指標） … 7
- 2 生徒が主体となった取組の推進 … 8
- 3 いじめの防止等の対策のための組織の設置
- 4 いじめの防止 … 10
- 5 いじめの早期発見 … 11
 - ◇いじめ発見・見守りチェックシート … 12
 - ◇家庭用子どもの様子チェックリスト … 13
 - ◇主な相談窓口 … 14
- 6 いじめへの迅速かつ適切な対処 … 15
- 7 いじめの解消 … 16
 - ◇早期発見・事案対処マニュアル … 17
- 8 家庭や地域、団体との連携 … 18
- 9 関係機関との連携
 - ◇いじめ等に関する相談対応フロー … 19
- 10 重大事態への対処 … 20
 - ◇不登校重大事態に係る対応フロー … 21
- 11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表 … 22
- 12 学校いじめ防止プログラム … 23

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得ることであるという認識を持ち、未然防止に向けて、全ての教育活動を通じて豊かな心の育成に努めてまいりました。また、いじめやいじめにつながりかねない生徒の言動を把握した際には、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもを守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導し、よりよい集団づくりに努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒同士、生徒と教職員、さらには、家庭・地域など、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」をはじめ、「道の基本方針」と「旭川市いじめ防止基本方針」「旭川市立小・中学校 学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置します。そして旭川市のいじめ防止対策「旭川モデル」に基づき、家庭や地域、関係機関との連携を図り、いじめの積極的な把握、迅速な情報共有と初動対応、再発防止に努めます。

昨年度のいじめアンケートや教育相談では、「嫌なことを言われて傷ついた」という訴えが複数件あり、そのほとんどが「SNS上の誹謗中傷」でした。

そこで令和7年度は、校訓「人として」のもとに、一人一人が人としてお互いを大切にする心を持ち、望ましい関係を築いていけるように、人権教育、情報モラルの育成を特に重視してまいります。

生徒主体の取組としては、生徒会本部主催による「生活向上集会」の実施などを通して、いじめがなく安心、安全に過ごせる生活環境づくりを進めるとともに、いかなる場合でもいじめは絶対に許されないという意識を高めてまいります。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）における基本理念を踏まえ、条例第3条において、いじめの防止等の対策に関する基本理念が次のとおり定められています。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、本基本理念を踏まえ、生徒の命と心を守ることを第一に考え、お互いに相手を尊重し合い、誰にとっても安全、安心に生活できる環境づくりに努めてまいります。

2 市立学校の責務等

本市においては、条例により、市立学校の責務が次のとおり定められています。

第5条 市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

- 2 市立学校は、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。
- 3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校は「学校いじめ対策組織」を設置し、いじめに関する情報を共有するとともに、いじめやいじめの疑いがあるときには迅速かつ組織的に確認し、対応します。

また、条例では、保護者の責務、生徒の心構え及び市民等の役割についても、次のとおり定められています。

第6条 保護者の責務

保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、当該生徒に対し、他の生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

第7条 生徒の心構え

生徒は、互いの人権を尊重し、他の生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

- 2 生徒は、いじめが、いじめを受けた生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

第8条 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、生徒と触れ合う機会を大切にするよう努めるものとする。

- 2 市民等は、生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

本校は、生徒、保護者がいじめ、またはいじめを受けているかもしれないと感じたときに、教職員に相談しやすいような関係づくりと体制の整備に努めます。

地域の方が、本校の生徒がいじめを受けている、または受けているかもしれないという状況を把握したときに学校へ相談できるよう、周知と体制づくりを行います。

3 いじめの定義等

(1) 「いじめ」の定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について定義されています。

「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた生徒の主観を重視した定義となっています。

第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するにあたっては、次のことに留意します。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。例えば、いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する生徒がいることが考えられる。
このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、いじめという言葉を使わず指導するなど、状況に応じ、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合

いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

- 生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特別な配慮を必要とする生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた生徒の意向を十分に配慮した上で、生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、生徒指導連絡協議会（生徒補導連絡協会）等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意します。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次のことに留意します。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景をもつ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめの行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめの解消に当たっては、次のことに留意します。

いじめの行為が二度と行われないように、いじめを受けた生徒の様子を見守るとともに、定期的な面談などを通して状況の把握に努めます。

いじめを受けた生徒が心身の苦痛などを感じることなく過ごしていけるように、具体的な対応を考え、実行してまいります。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、再発防止に向けて、引き続きいじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の様子を見守ってまいります。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実態及び今年度の目標（指標）

令和6年度の本校のいじめの実態については、認知件数は25件で、そのほとんどが冷やかしからいじめ、悪口を言われた、パソコンや携帯電話等で誹謗・中傷を受けたという内容でした。そのことから、相手の気持ちを考えて発言、行動することや情報モラルの育成が本校の課題と言えます。

一方で、本校の生徒のいじめに関する認識については、中学校3年生を対象とした令和6年度全国学力・学習状況調査における生徒質問紙の「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」との問いに対して、本校の生徒は「当てはまる」と答えた割合が100%でした。一人一人の「お互いを認め合い、大切にする」「いじめや差別は絶対に起こさない」という強い意識がわかりました。1、2年生においても、令和6年度のいじめに関するアンケート（令和7年2月実施）において、全員が「いじめはどんなことがあっても許されない」と回答しています。学校全体として「いじめは許されないもの」という考えを生徒がもっていることがうかがえます。

また、「いやな思いをしたとき、友人に相談する」が全学年で約74%、「父や母に相談する」が全学年で約66%、「先生に相談する」が約48%でした。また、「誰にも相談しない」と回答した生徒の割合は、全学年で約0.7%（4人）であり、多くの生徒が困ったときに誰かに相談しようとするのがわかりました。今後も引き続き、全ての生徒が誰かに安心して相談できるように、きめ細やかな相談体制を構築するとともに、いじめの防止等に関係する様々な機関と連携を図りながら、いじめの早期発見・早期対応に努める必要があります。

以上のような実態に基づき、令和7年度の目標（指標）を次のように設定しました。

- ① 「いじめ見逃しゼロ」「いじめを深刻化させない」
- ② いじめの定義の理解といじめの積極的な認知
- ③ いじめアンケート調査の結果、「いじめはどんなことがあっても許されない」と回答した生徒の割合 100%
- ④ 「嫌な思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答した生徒の割合 0%
- ⑤ 「学校だより」でいじめ認知の件数を知らせたり、保護者アンケートの項目に、いじめ対応について加えたりするなど、保護者の理解を深める取組の推進

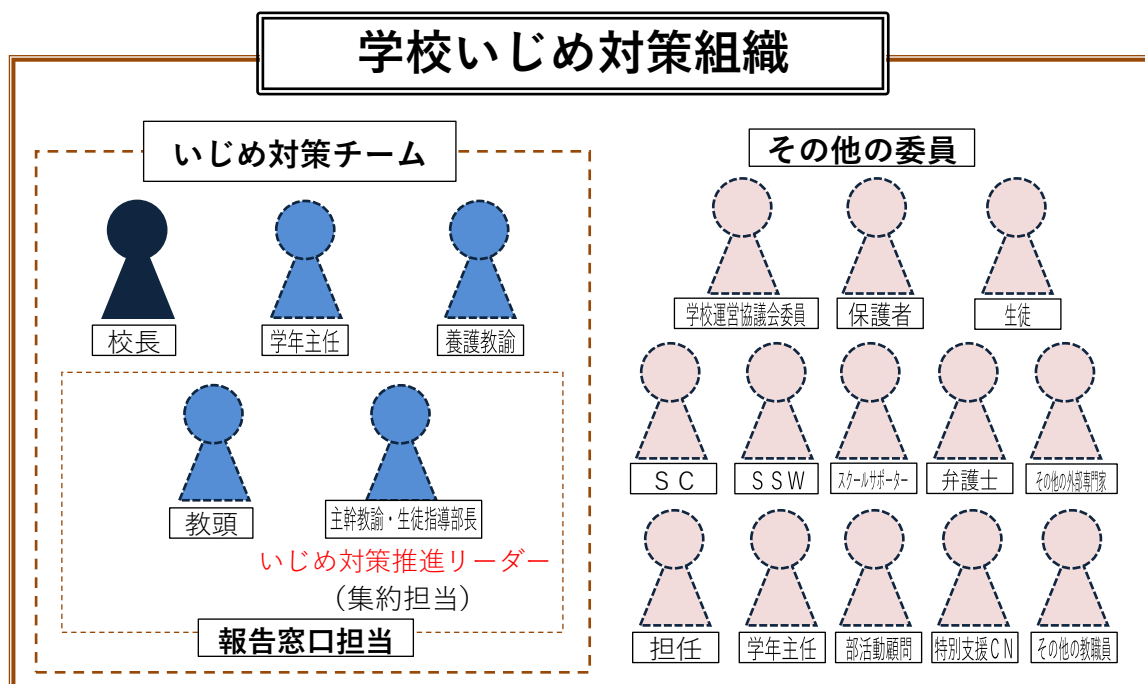
2 生徒が主体となった取組の推進

生徒が主体となったいじめ防止に向けた取組については、生徒会本部が主体となり「生活向上集会」を実施し、お互いがより安心して過ごせる生活や、相手が不快な思いをしたり、傷ついたりしないような言動のあり方について考え、交流することを通して、生徒1人1人がいじめ防止に向けて積極的に取り組む活動の工夫を行います。

また、生徒会を中心に、いじめの問題等について話し合い、本校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針（生徒版）を策定します。

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成



(2) 学校いじめ対策組織の体制

本校では、いじめの問題について、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応するために、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長及び学年主任など、複数の教職員や必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する関係者等を加えた「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめが疑われる情報があったときには、「いじめ対策チーム」の緊急会議を開催するなど、迅速に対応します。

(3) 学校いじめ対策組織の役割

○未然防止

- ・ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

○早期発見・事案対処

- ・ いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・ いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・ いじめの被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

○学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ・ 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、更新
- ・ いじめの防止等に係る教員の校内研修の企画、計画的な実施
- ・ 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

4 いじめの防止

(1) いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（生徒版）の作成を支援し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できる取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道德教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育む取組を進めます。
- 生徒の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。
- 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進めます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。
- 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ生徒が活躍でき、他者の役に立っていると実感することができる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努めます。
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越える体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

5 いじめの早期発見

いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、「いじめ見逃しゼロ」に向け積極的に認知します。

いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- 生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

生徒氏名

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… | [|] |
| ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。…………… | [|] |
| ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は、訪問する。…………… | [|] |
| ☐ 教職員のそばにいたがる。…………… | [|] |
| ☐ 登校時に、体の不調を訴える。…………… | [|] |
| ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… | [|] |
| ☐ 交友関係が変わった。…………… | [|] |
| ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。…………… | [|] |
| ☐ 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… | [|] |
| ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。…………… | [|] |
| ☐ 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… | [|] |
| ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。…………… | [|] |
| ☐ 体に擦り傷やあざができてることがある。…………… | [|] |
| ☐ けがをしている理由を曖昧にする。…………… | [|] |

授業や給食の様子

生徒氏名

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… | [|] |
| ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…………… | [|] |
| ☐ 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。…………… | [|] |
| ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。…………… | [|] |
| ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。…………… | [|] |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… | [|] |

清掃や放課後の様子

生徒氏名

- | | | |
|---|---|---|
| ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… | [|] |
| ☐ ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…………… | [|] |
| ☐ 一人で下校することが多い。…………… | [|] |
| ☐ 一人で部活動の準備や後片付けをしている。…………… | [|] |
| ☐ 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。…………… | [|] |
| ☐ 部活動の話題を避ける。…………… | [|] |

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。

いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- ☐ 朝、なかなか起きてこない。
- ☐ いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- ☐ 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- ☐ 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- ☐ 友達の荷物を持たされている。
- ☐ 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- ☐ 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- ☐ 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- ☐ すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。
- ☐ いつもより帰宅が遅い。
- ☐ 電話に出たがらない。
- ☐ お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- ☐ 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- ☐ 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

持ち物の変化

- ☐ 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- ☐ 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

友人関係の変化

- ☐ 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- ☐ 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- ☐ 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールや SNS などを気にする。
- ☐ いじめの話をすると強く否定する。

家族との関係の変化

- ☐ 親と視線を合わせない。
- ☐ 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- ☐ 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやつあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立中央中学校

電話 0166-26-8500

主な相談窓口

◆旭川市子どもＳＯＳ電話相談（いじめ・不登校）

<電話番号> 0120-126-744 （いじめなしよ）

<受付時間> 平日 8:45～17:15（祝日、年末年始を除く）

◆少年サポートセンター「少年相談１１０番」（北海道警察）

<電話番号> 0120-677-110

<受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子どもの人権１１０番（旭川地方法務局）

<電話番号> 0120-007-110 （ゼロゼロなな の ひゃくとおばん）

<受付時間> 平日 8:30～17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号> 0166-31-5511

<受付時間> 平日 9:00～17:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 050-3383-5566

<受付時間> 平日 9:00～17:00

◆上川教育局相談電話

<電話番号> 0166-46-5243

<受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号> 0120-3882-56

0120-0-78310（24時間子供ＳＯＳダイヤル）

<受付時間> 毎日24時間

<メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Web サイト> <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

<電話番号> 011-231-4343

<受付時間> 毎日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

<電話番号> 050-3786-0799 または #8891

<受付時間> 平日10:00～20:00（土日祝、12/29～1/3除く）

<メール相談> sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。

事前に都合のよい日時をお知らせください。中央中学校 電話 0166-26-8500

6 いじめへの迅速かつ適切な対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保します。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- いじめを受けた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保します。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など、外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言

- いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

- 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるかどうか否かの判断を行うとともに、生徒のプライバシーに配慮した対応を行います。
- 事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、生徒に対して同性の教職員の話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

(6) 関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- 学校間に対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会からの指導・助言を受け、各学校との緊密な連携を図ります。

7 いじめの解消

単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間（目安として3ヶ月）継続していること②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認できたことを確認し、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。
- いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該生徒について、日常的に注意深く観察します。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた生徒や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織（対策チーム）会議の速やかな開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- 周囲の生徒への指導
- 関係機関（教育委員会、いじめ防止対策推進部、警察等）との連携
- いじめを行った生徒及び保護者への指導助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学 校	□ 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 □ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	□ いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 □ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	□ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	□ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	□ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 □ 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	□ いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- 一定期間（3か月以上）経過後、解消の判断 ※解消とならない場合、対処プランの見直し

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなどの専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
- 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- 人権に関する教育や道徳教育の充実等、生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
- 学校いじめ防止基本方針や、いじめの防止等の考え方や取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

8 家庭や地域、団体との連携

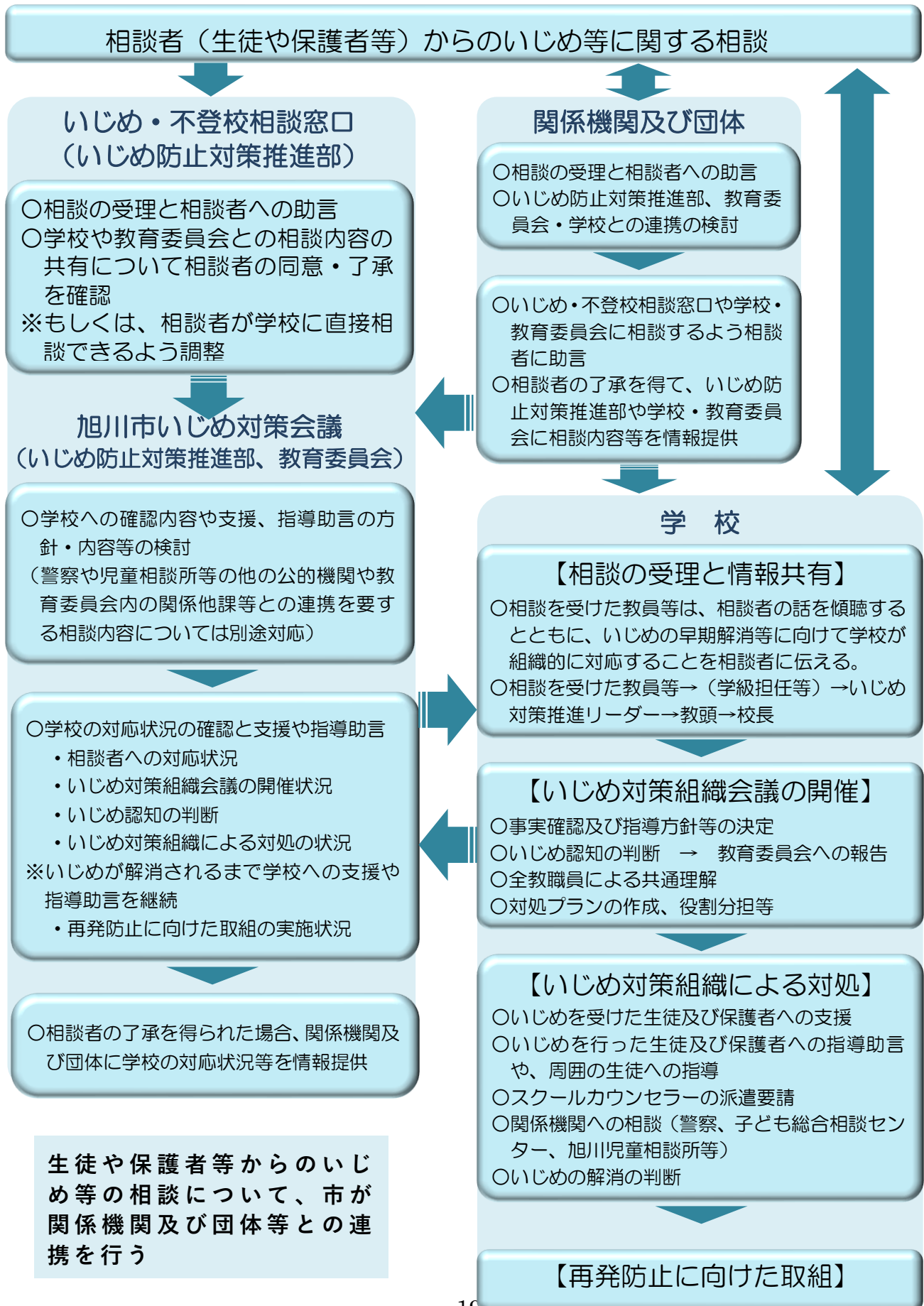
関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・更新に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努めます。

9 関係機関等との連携

- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて、組織的かつ実効的に対応します。

いじめ等に関する相談対応フロー

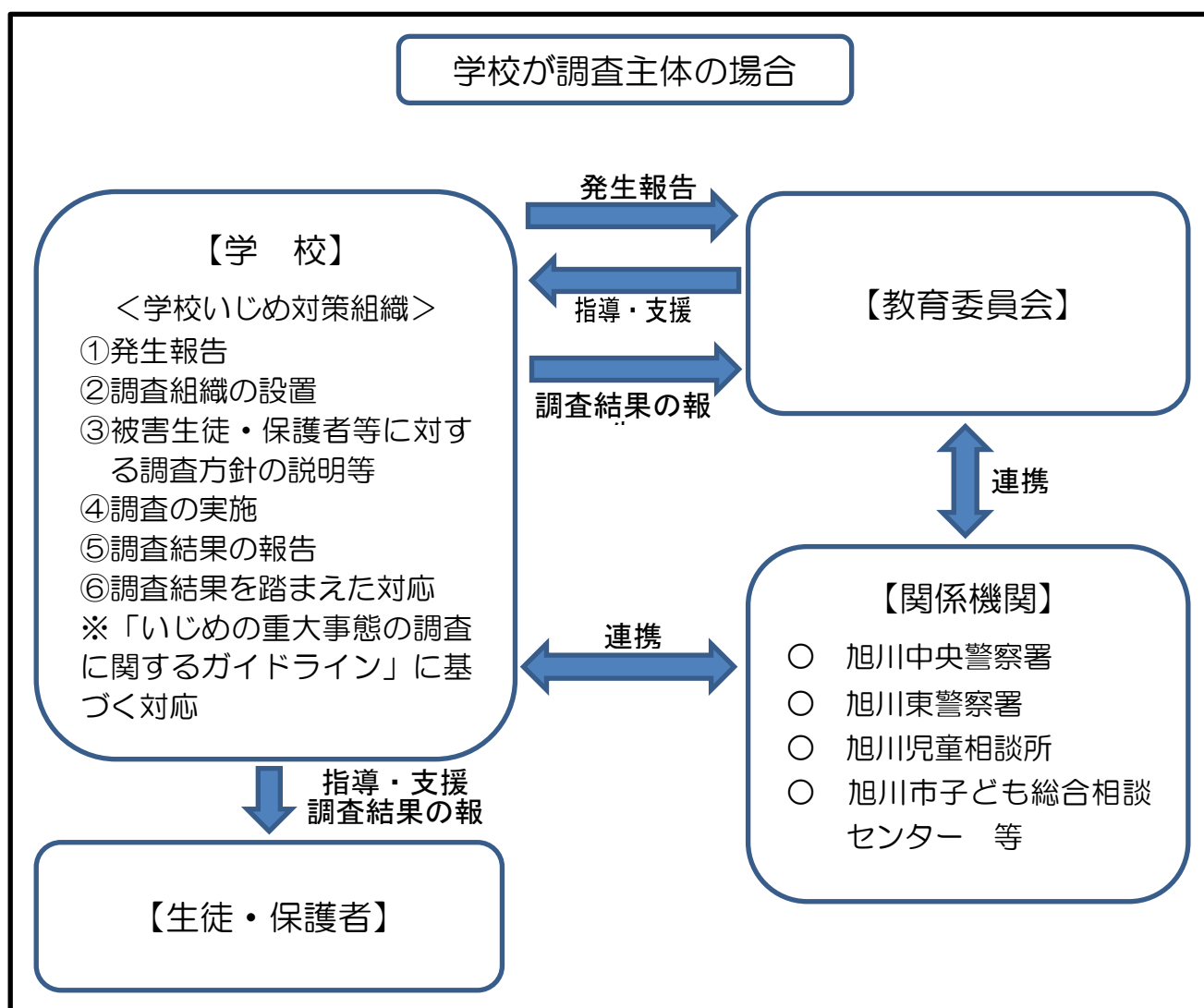


10 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と緊急対応

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って、速やかに教育委員会に報告します。

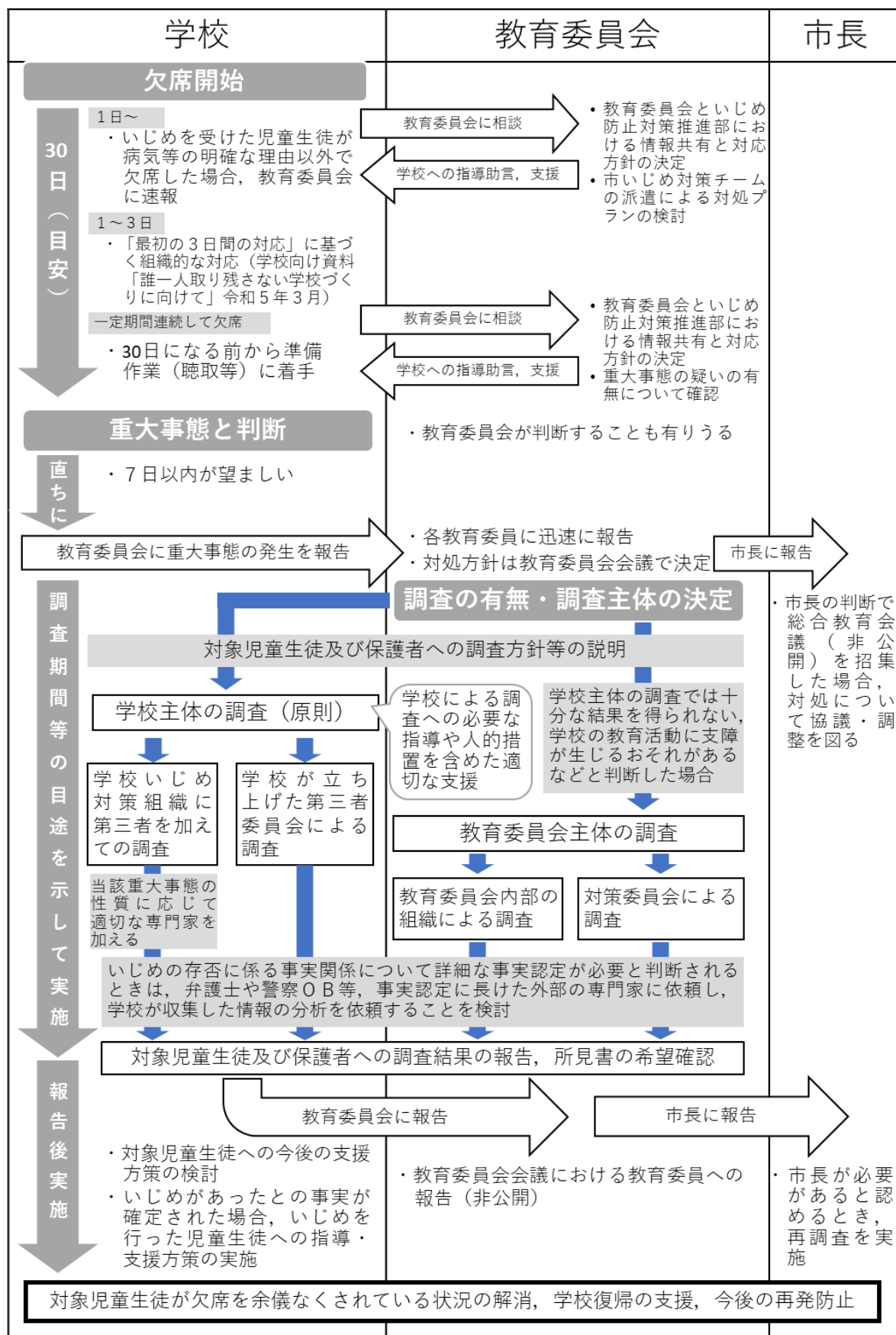
(2) 学校による調査



(3) 不登校重大事態に係る対応

【資料⑦】

不登校重大事態に係る対応フロー



11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

- ・学校は、本校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図ります。
- ・学校いじめ対策組織を中心に、P D C Aサイクルにより、本校の実情に即して適切に機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直します。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況について、生徒や保護者を対象に実施する学校評価やアンケート等の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえ、いじめ防止等のための取組の改善を図ります。

12 学校いじめ防止プログラム

		4月		5月		6月		7月		8月		9月	
		は、未然防止の取組		は、早期発見の取組									
教 職 員		○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開 ・生徒、保護者への説明内容の検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(1)の内容の検討及び準備、運営 ・いじめ撲滅集会の計画及び運営 ・いじめ、非行防止強調月間の取組の検討 ・アセスの実施方法の確認	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(2)の内容検討及び準備、運営 ・アンケートの集計、分析	○学校いじめ防止対策組織会議 ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点の検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(3)の内容検討及び準備、運営 ・アセスの結果の分析	○学校いじめ防止対策組織会議 ・旭川市生徒指導研究協議会の内容についての選流 ・前期の取組についての点検・評価 ・いじめ、非行防止強調月間の取組の検討						
		○生徒に関わる小学校との情報交流	○校内研修(1) ・生徒理解研修① ・自己肯定感や自己有用感を高める教育活動の在り方	○校内研修(2) ・教育相談の在り方 ※資料提供：主幹教諭 ・「主体的・対話的で深い学び」の視点を重視した授業改善の推進	○生徒に関わる学校間の情報交流(授業参観等)	○校内研修(3) ・生徒アンケートや各種調査結果の活用 ・「主体的・対話的で深い学び」の視点を重視した授業改善の推進	○道教委いじめ問題への取組状況の調査②						
		○ふれ合い活動の推進 〔朝・休み時間・放課後〕	○道教委いじめ問題への取組状況の調査①	○教育相談①									
		○学校ネット・バトルルール (毎月実施)	○「生徒指導の機能」を生かした教育活動の実践										
生 徒		○学校いじめ防止基本方針の説明	○いじめアンケート① ○ストレスチェック①	○いじめ、非行防止強調月間①	○ボランティア活動の実施 (1年神楽岡公園清掃)	○生活・学習Actサミットへの参加	○いじめ防止の理解を深める学習 (学級活動・道徳の時間)						
		○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣 等	○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター 等	○中連生活部6月研修会	○スマホ安全教室の実施	○親子レク ・ミニバレー	○全校集会の実施 ・いじめ撲滅宣言 等						
家 庭 ・ 地 域		○保護者面談 ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関する啓発		○人権教育プログラム	○1学期の取組の状況等についての交流 ・学校により ・参観日 ランチ会 等	○旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ	○児童生徒の条例に関する学習						
		○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開											
		○チェックリストの活用(通年)											
		○いじめに関わる情報収集(通年)											

	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
教職員	○学校いじめ防止対策組織会議 ・後期の重点的な取組 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(4)の内容の検討及び準備、運営 ・学校評価における点検項目についての検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価の結果の分析 ・いじめ防止に係る全校集会の内容の検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(5)の内容の検討及び準備、運営 ・1年間の取組についての点検・評価	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成		
	○生徒に関わる学校の情報 ○校内研修(4) ・生徒理解研修②	○学校評価 ・いじめの防止等に関する取組についての点検		○校下小学校との連携 ・授業参観 等	○校内研修(5) ・生徒理解研修③	○校下小学校との連携 ・進学に伴う情報交換 等		
	○道教委いじめ問題への取組状況の調査③ ○教育相談②				○道教委いじめ問題への取組状況の調査④ ○教育相談③			
生徒	○いじめアンケート② ○ストレスチェック② ○生活・学習Actゼミットを受けた小・中学校連携した取組の実施 ○生命を考える教室の実施	○いじめ・非行防止強調月間② ○「いじめ」をテーマとした道徳の時間の授業	○中連生活部12月研修会における取組の報告	○全校集会の実施 ・いじめ防止に係る取組 等	○いじめアンケート③ ○ストレスチェック③			
家庭・地域			○2学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等	○学校運営協議会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議	○学校関係者評価の実施	○3学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等		